

長崎大学准教授 井畠 陽平

今の米国では業界横断的に市場の集中度が高まってます。大企業の利潤率が高まり、中小企業や労働者との間の所得格差は拡大する傾向にあります。また、米ノース・イースタン大学のジョン・クオーカ教授は、「消費者利益の最大化」基準に照らして、反トラスト法に違反しないとされた合併案件でも、実際には、消費者利益を害するような値上げが、合併後になり生じていると指摘します。

こうした事象は「消費者利益の最大化」という基準の下、反トラスト法の執行が緩和されたことが原因だとする考え方があります。「消費者利益の最大化」基準を捨て、反トラスト法の目的や運用を現在の経済的実態にあわせて抜本的に変革す

反トラスト法運用を巡る議論

同学派の中心的な存在であるリナ・カーン氏は、米連邦取引委員会（FTC）委員に指名されました。彼女は、巨大な私的経済力をけん制し力の分散を図ることを最重要の目標とします。その目標を達成するため、反トラスト法を用いた政府の介入を主張します。

さらに彼女らは、中小企業や、ネット経由で単発の仕事を請け負うギグワーカー（労働者）に対するG AFAの優位性は明らかだとの考えに立ちます。その

よう主張するネオ・ブランダイス学派の考え方で、20世紀前半に、巨大企業への経済力集中に対し、産業全体の競争活力をそぐと批判した、ルイス・ブランダイス連邦最高裁判事にあやかった呼び方です。

上で①G AFAの行為を積極的に反トラスト法違反として禁止し、必要なならば徹底した企業分割を行う②規模の経済性は維持させつつも、独占的地位に依拠した搾取的行為を防止する法律を制定する③劣位にある中小企業や労働者が、G AFAの持つ経済力に対抗できるよう組織化を促す——などを提案しています。

ネオ・ブランダイス学派の主張の当否には議論があります。中小企業を保護すれば小売価格が引き上げられるなど、むしろ消費者利益を害するのではないかといふことや、デジタルプラットフォーム間競争の適切なあり方を政府が法律で決められるのか、といったことです。こうした議論は始まつたばかりです。